



# 大津市公報

平成 29 年 3 月 21 日  
号外 (第 10 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次	条 例
1	大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例..... 1
2	平成29年度における職員の給与の特例に関する条例..... 2
3	大津市敬老祝記念品の贈呈に関する条例を廃止する条例..... 3
4	大津市農業委員会部会条例を廃止する条例..... 3
5	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例..... 3
6	大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例..... 3
7	大津市職員定数条例の一部を改正する条例..... 5
8	大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例..... 5
9	大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例..... 15
10	大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例..... 17
11	大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例..... 18
12	大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例..... 21
13	大津市市税条例等の一部を改正する条例..... 21
14	大津市手数料条例の一部を改正する条例..... 25
15	大津市特別会計条例の一部を改正する条例..... 30
16	大津市立老人憩の家条例の一部を改正する条例..... 30
17	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例..... 30
18	大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例..... 30
19	大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例..... 31

## 条 例

大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を公布する。

平成29年3月21日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第 1 号

大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 2 項及び第18条第 2 項の規定に基づき、大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

**第 2 条** 大津市農業委員会の委員の定数は、18人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

**第 3 条** 大津市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、24人とする。

### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任する大津市農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日。以下「旧委員の任期満了等の日」という。）までの間は、適用しない。

(大津市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

3 大津市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和32年条例第13号）は、廃止する。

(大津市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による廃止前の大津市農業委員会の選挙による委員の定数条例の規定は、旧委員の任期満了等の日までの間は、なおその効力を有する。

平成29年度における職員の給与の特例に関する条例を公布する。

平成29年 3 月 21 日

大津市長 越 直 美

## 大津市条例第 2 号

平成29年度における職員の給与の特例に関する条例

(市長等の給料月額の特例)

**第 1 条** 市長及び副市長の平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間(以下「特例期間」という。)における給料月額は、大津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の30(副市長にあっては、100分の20)に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は同項の規定による額からその100分の20(副市長にあっては、100分の 8 )に相当する額を減じた額とし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は同項の規定による額とする。

**第 2 条** 公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の特例期間における給料月額は、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第39号)第 3 条第 1 項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第22号)第 3 条第 1 項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例(昭和36年条例第17号)第 3 条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の10(常勤の監査委員にあっては、100分の3.8)に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

(一般職の職員の給料月額の特例)

**第 3 条** 大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。)第 3 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号イ若しくはウに掲げる給料表又は大津市教育公務員の給与に関する条例(昭和32年条例第22号。以下「教育公務員給与条例」という。)第 4 条第 1 項に掲げる給料表の適用を受ける職員の特例期間における給料月額は、給与条例第 3 条から第 5 条まで、大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第18号)附則第 3 項から第 5 項まで並びに大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第 8 号)附則第 6 項から第 8 項まで、第 9 項(附則第10項において読み替えて準用する場合を含む。 )及び第11項並びに教育公務員給与条例第 4 条から第 6 条まで及び大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第43号)附則第 3 項から第 5 項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下「基礎給料月額」という。)から、次の表の左欄に掲げる当該職員の職の区分に応じ、同表の右欄に定める割合に相当する額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当(地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。以下同じ。)の額、給料の調整額(手当の額及び勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。 )、勤務 1 時間当たりの給与額(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 6 号)第14条第 3 項若しくは第15条第 3 項、大津市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 1 号)第17条第 1 項若しくは第20条第 1 項において読み替えて準用する給与条例第14条第 1 項若しくは大津市職員の育児休業等に関する条例第23条、大津市職員の修学部分休業に関する条例(平成17年条例第 2 号)第 3 条又は給与条例第12条(教育公務員給与条例第15条において準用する場合を含む。 )の規定による給与の額の算出の基礎となる場合を除く。 )及び教職調整額(手当の額の算出の基礎となる場合に限る。 )の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

部長及び部長相当職	100分の2.9
次長及び次長相当職	100分の2.6
課長及び課長相当職	100分の2.3
課長補佐及び課長補佐相当職	100分の1.3
大津市立幼稚園の園長及び園長相当職	100分の1.3

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市敬老祝記念品の贈呈に関する条例を廃止する条例を公布する。  
平成29年 3 月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第 3 号**

大津市敬老祝記念品の贈呈に関する条例を廃止する条例  
大津市敬老祝記念品の贈呈に関する条例（平成 4 年条例第 4 号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市農業委員会部会条例を廃止する条例を公布する。  
平成29年 3 月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第 4 号**

大津市農業委員会部会条例を廃止する条例  
大津市農業委員会部会条例（昭和42年条例第37号）は、廃止する。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の大津市農業委員会部会条例の規定は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任する大津市農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの間は、なおその効力を有する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成29年 3 月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第 5 号**

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例  
大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。  
別表市長の部大津市特別職報酬等審議会の項の次に次のように加える。

大津市農業委員会 委員候補者選考委 員会	大津市農業委員会の委員の候補 者を選考等すること。	5 人以内	農業関係団体から選出された 者、農業を営む者及び関係行 政機関から選出された者
----------------------------	------------------------------	-------	---

別表市長の部大津市美術展覧会審議会の項を削る。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表市長の部大津市美術展覧会審議会の項を削る改正規定は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び  
特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年 3 月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第 6 号**

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号  
の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第78号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項の次に次のように加える。

5の2 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による認定こども園又は家庭的保育事業等における保育を確保するための措置に関する事務であって規則で定めるもの
--------	--

別表第1の13の項の次に次のように加える。

13の2 市長	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第25号)による地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	--

別表第2の1の項中「(以下「生活保護関係情報」という)を「若しくは同法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)(以下「生活保護関係情報」と総称する)に改め、同表6の項中「又は生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報又は大津市営住宅の設置及び管理に関する条例による市営住宅の家賃に関する情報(以下「市営住宅家賃関係情報」に改め、同表7の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「外国人生活保護関係情報又は市営住宅家賃関係情報」に改め、同表8の項中「(昭和22年法律第164号)」を削り、「生活保護関係情報」を「生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報」に、「介護保険給付等関係情報又は」を「(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、」に改め、「障害者自立支援給付関係情報」という。)」の次に「又は市営住宅家賃関係情報」を加え、同項の次に次のように加える。

8の2 市長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は認定こども園若しくは家庭的保育事業等における保育を確保するための措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
8の3 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の9の項中「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改める。

別表第2に次のように加える。

20 市長	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	大津市営住宅の設置及び管	身体障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報

	理に関する条例による地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
--	---	--------------------------------

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

大津市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年 3 月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第 7 号**

大津市職員定数条例の一部を改正する条例

大津市職員定数条例（昭和25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

**第 1 条** この条例は、本市の各機関に置かれる一般職の常勤の職員（臨時的に任用される者を除く。以下単に「職員」という。）の定数を定めるものとする。

第 2 条第 1 項第 1 号中「1,371」を「1,429」に改め、同項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、同項第 5 号中「16」を「18」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 6 号を同項第 4 号とし、同項第 7 号を同項第 5 号とし、同項第 8 号中「367」を「328」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 9 号を同項第 7 号とし、同項第10号を削り、同項第11号中「329」を「333」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項中「総計 3,096」を「総計 2,432」に改め、同条第 2 項中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第 5 項の規定に基づき公平委員会に置く事務職員は、市長との協議により、市長の事務部局の職員をもって併任させるものとし、その定数は 5 人とする。

第 4 条第 1 号中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項各号に掲げる職員のほか、併任を命ぜられた職員は、当該併任に係る職に関し、第 2 条第 1 項に規定する職員の定数外とすることができる。

**附 則**

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成29年 3 月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第 8 号**

大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

**第 1 条** 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号に次のように加える。

ウ 医療職給料表

第15条中「別表第 4 により」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の宿日直手当の額は、宿日直勤務 1 回につき7,900円（当該勤務に従事する時間が 5 時間未満である場合にあっては、3,950円）とする。

第25条第 5 号中「預入金等」を「預入金」に改め、同条中第 8 号から第10号までを削り、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく個人型年金加入者掛金

別表第 1 を次のように改める。

**別表第 1**（第 3 条関係）

行政職給料表

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職 員以外の 職 員	1	141,600	146,100	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	147,200	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	148,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	149,400	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	150,500	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	151,900	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	153,200	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	154,500	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	155,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	157,300	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	158,800	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	160,400	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	161,700	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	163,200	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	164,700	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	166,200	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	167,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	170,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	172,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	175,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	178,200	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	179,900	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	181,600	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	183,300	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	184,800	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	186,600	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	188,400	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	190,100	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	191,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	193,500	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	195,300	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	197,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33		198,700	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34		200,500	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35		202,300	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36		204,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37		205,800	287,600	332,600		387,200	431,500	464,000	524,200
	38		207,600	289,300	334,500		388,400	432,300	464,600	524,800
	39		209,400	291,100	336,500		389,600	433,100	465,200	525,600

40	211,200	292,900	338,400	390,700	433,900	465,800	526,200
41	212,600	294,600	340,300	391,800	434,500	466,300	526,700
42	214,400	296,300	342,200	393,000	435,200	466,800	
43	216,100	297,900	344,000	394,200	435,900	467,200	
44	217,900	299,500	345,900	395,300	436,600	467,500	
45	219,600	301,200	347,400	396,000	437,400	467,800	
46	221,300	302,900	348,800	396,700	438,200		
47	222,900	304,500	350,300	397,400	438,600		
48	224,500	306,200	351,800	398,100	439,300		
49	226,000	307,300	353,400	398,700	439,800		
50	227,700	308,800	354,200	399,300	440,200		
51	229,300	310,300	355,400	399,800	440,600		
52	230,900	311,900	356,400	400,200	441,000		
53	232,200	313,500	357,300	400,600	441,400		
54	233,700			400,900	441,800		
55	235,100			401,200	442,200		
56	236,400			401,500	442,500		
57	237,700			401,800	442,800		
58	238,900			402,100	443,200		
59	239,900			402,400	443,500		
60	241,100			402,700	443,800		
61	242,400			403,000	444,100		
62	243,600			403,300			
63	244,800			403,600			
64	246,100			403,900			
65	247,000			404,200			
66	248,400			404,500			
67	249,800			404,800			
68	251,300			405,100			
69	252,700			405,300			
70	254,100			405,600			
71	255,500			405,900			
72	256,800			406,200			
73	258,000			406,400			
74	259,300			406,700			
75	260,700			407,000			
76	262,000			407,200			
77	263,300			407,400			
78	264,400			407,700			
79	265,700			408,000			
80	267,000			408,200			
81				408,400			

	82						408,700			
	83						409,000			
	84						409,200			
	85						409,400			
再任用 職 員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第 2 に次のように加える。

ウ 医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22		224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23		225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24		227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25		228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26		230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27		232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28		233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29		235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30		236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31		238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
32		239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600	



33	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
34	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
35	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
36	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
37	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
38	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
39	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
40	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
41	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
42	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
56	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
57	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61		313,200	339,200	374,700	426,500	
62		314,500	340,100	375,500	427,000	
63		315,800	341,300	376,300	427,400	
64		317,000	342,600	377,100	427,900	
65		318,300	343,700	377,800	428,500	
66			344,900	378,500	428,900	
67			346,100	379,300	429,200	
68			347,200	380,000	429,500	
69			348,200	380,600	429,900	
70			349,200	381,200		
71			350,300	381,900		
72			351,400	382,500		
73			352,200	383,200		
74			353,300	383,700		

	75				354,400	384,300		
	76				355,500	384,800		
	77				356,200	385,200		
	78				357,000	385,800		
	79				357,800	386,300		
	80				358,500	386,600		
	81				359,100	386,900		
	82				359,600	387,400		
	83				360,200	387,800		
	84				360,700	388,100		
	85				361,300	388,400		
	86					388,900		
	87					389,400		
	88					389,800		
	89					390,100		
	90					390,500		
	91					391,000		
	92					391,400		
	93					391,800		
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考 この表は、保健師、助産師及び看護師に適用する。

別表第 3 第 2 項アの表中「副医長」を「課長補佐」に、「医長」を「課長」に、「院長、副院長又は診療局長」を「部長又は次長」に改め、同項イの表 6 級の項及び 7 級の項を次のように改める。

6 級	課長補佐の職務
7 級	次長又は課長の職務

別表第 3 第 2 項に次のように加える。

ウ 医療職給料表 級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	技師（任命権者が定めるものに限る。）の職務
2 級	技師の職務
3 級	主任の職務
4 級	主査の職務
5 級	課長補佐の職務
6 級	課長の職務
7 級	次長の職務

別表第 4 を削る。

（大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第 2 条** 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「給料月額が」を「給料月額（大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 29 年条例第 8 号）附則第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定による職務の級及び号給の切替え前の給料月額とする。）が」に改める。

**附 則**

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

( 行政職給料表適用職員の号給の切替え )

- 2 この条例の施行の日 ( 以下「施行日」という。 ) の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員で、同日においてその者が受けていた号給が施行日における同一の職務の級の最高の号給を超える号給であるものの施行日における号給は、当該職務の級における最高の号給とする。

( 医療職給料表 適用職員の級の切替え )

- 3 施行日の前日において行政職給料表の適用を受けていた職員で、施行日において医療職給料表 の適用を受けることとなったもの ( 以下「医療職給料表 適用職員」という。 ) の施行日における同表の職務の級 ( 次項において「新級」という。 ) は、次の表の左欄に掲げる施行日の前日においてその者が属していた行政職給料表の職務の級 ( 次項において「旧級」という。 ) の区分に応じ、それぞれ次の表の右欄に定める職務の級とする。

2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	4 級
5 級	
6 級	5 級
7 級	6 級

( 医療職給料表 適用職員の号給の切替え )

- 4 医療職給料表 適用職員の施行日における新級の号給は、旧級及び施行日の前日においてその者が受けていた旧級の号給の区分に応じ、それぞれ次の表に定める号給とする。

旧級 旧級の号給 \ 旧級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	5	25	19	12
2	1	1	6	26	20	13
3	1	1	7	27	21	14
4	1	1	8	28	22	15
5	1	1	9	29	23	16
6	1	2	10	30	24	17
7	1	3	11	31	25	18
8	1	4	12	32	26	19
9	1	5	13	33	27	20
10	1	6	14	34	28	21
11	1	7	15	35	29	22
12	1	8	16	36	30	23
13	1	9	17	37	31	24
14	1	10	18	38	32	25
15	1	11	19	39	33	26
16	1	12	20	40	34	27
17	1	13	21	41	35	28

18	1	14	22	42	36	29
19	1	15	23	43	37	30
20	1	16	24	44	38	31
21	1	17	25	45	39	32
22	1	18	26	46	40	33
23	1	19	27	47	41	34
24	1	20	28	48	42	35
25	1	21	29	49	43	36
26	2	22	30	50	44	37
27	3	23	31	51	45	38
28	4	24	32	52	46	39
29	5	25	33	53	47	40
30	6	26	34	54	48	41
31	7	27	35	55	49	42
32	8	28	36	56	50	43
33	9	29	37	57	51	44
34	10	30	38	58	52	45
35	11	31	39	59	53	46
36	12	32	40	60	54	47
37	13	33	41	61	55	48
38	14	34	42	62	56	49
39	15	35	43	63	57	50
40	16	36	44	64	58	51
41	17	37	45	65	59	52
42	18	38	46	66	60	53
43	19	39	47	67	61	54
44	20	40	48	68	62	55
45	21	41	49	69	63	56
46	22	42	50	70	64	57
47	23	43	51	71	65	58
48	24	44	52	72	66	59
49	25	45	53	73	67	60
50	26	46	54	74	68	61
51	27	47	55	75	69	62
52	28	48	56	76	70	63
53	29	49	57	77	71	64

54	30	50	58	78	72	65
55	31	51	59	79	73	66
56	32	52	60	80	74	67
57	33	53	61	81	75	68
58	34	54	62	82	76	69
59	35	55	63	83	77	69
60	36	56	64	84	78	69
61	37	57	65	85	79	69
62	38	58	66	85	80	
63	39	59	67	85	81	
64	40	60	68	85	82	
65	41	61	69	85	83	
66	42	62	70	85	84	
67	43	63	71	85	85	
68	44	64	72	85	86	
69	45	65	73	85	87	
70	46	65	74	85	88	
71	47	65	75	85	89	
72	48	65	76	85	90	
73	49	65	77	85	91	
74	50	65	78	85	92	
75	51	65	79	85	93	
76	52	65	80	85	93	
77	53	65	81	85	93	
78	54	65	82	85	93	
79	55	65	83	85	93	
80	56	65	84	85	93	
81	57	65	85	85	93	
82	58	65	85	85	93	
83	59	65	85	85	93	
84	60	65	85	85	93	
85	60	65	85	85	93	
86	60	65	85	85		
87	60	65	85	85		
88	60	65	85	85		
89	60	65	85	85		

90	60	65	85	85		
91	60	65	85	85		
92	60	65	85	85		
93	60	65	85	85		
94	60	65				
95	60	65				
96	60	65				
97	60	65				
98	60	65				
99	60	65				
100	60	65				
101	60	65				
102	60	65				
103	60	65				
104	60	65				
105	60	65				
106	60	65				
107	60	65				
108	60	65				
109	60	65				
110	60	65				
111	60	65				
112	60	65				
113	60	65				
114	60					
115	60					
116	60					
117	60					
118	60					
119	60					
120	60					
121	60					
122	60					
123	60					
124	60					
125	60					

(医療職給料表 適用職員に係る経過措置)

- 5 医療職給料表 適用職員については、第2条の規定による改正後の大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(以下「平成27年改正条例」という。)附則第3項に規定する施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員とみなして、同項並びに平成27年改正条例附則第4項及び第5項の規定を適用する。

(号給の切替え等に伴う経過措置)

- 6 附則第2項から第4項までの規定による職務の級及び号給の切替えにより、その受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額(平成28年度における職員の給与の特例に関する条例(平成28年条例第14号)第3条の規定により減額される前の給料月額とする。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 100分の50

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 100分の40

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 100分の25

- 7 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 9 平成27年改正条例附則第3項の規定による給料及び附則第6項の規定による給料の支給を受ける職員で、その受ける給料月額並びに平成27年改正条例附則第3項の規定による給料及び附則第6項の規定による給料の額の合計額が平成27年3月31日において受けていた給料月額(平成26年度における職員の給与の特例に関する条例(平成26年条例第9号)第3条の規定により減額される前の給料月額とする。)に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額並びに平成27年改正条例附則第3項の規定による給料及び附則第6項の規定による給料のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 10 前項の規定は、平成27年4月1日において平成27年改正条例附則第3項の規定による給料の支給の対象であった職員(施行日の前日においてその対象でなかった職員に限る。)で、附則第6項の規定による給料の支給を受けるもののうち、その受ける給料月額及び附則第6項の規定による給料の合計額が、附則第2項から第4項までの規定による職務の級及び号給の切替えにより、平成27年3月31日において受けていた給料月額(平成26年度における職員の給与の特例に関する条例第3条の規定により減額される前の給料月額とする。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)について準用する。この場合において、前項中「平成27年改正条例附則第3項の規定による給料及び附則第6項の規定による給料の支給」とあるのは「附則第6項の規定による給料の支給」と、「給料月額並びに平成27年改正条例附則第3項の規定による給料」とあるのは「給料月額」と読み替えるものとする。

- 11 平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の支給を受ける職員(平成27年4月1日以後においてこれらの規定による給料の支給の対象であった職員で、施行日の前日においてその対象でなかったものを含む。)で、附則第6項から第8項までの規定による給料の支給を受けるもの(附則第9項(前項の規定により読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による給料の支給を受ける職員を除く。)について、附則第9項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、権衡上必要と認められる限度において、同項の規定に準じて、給料を支給する。

(委任)

- 12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

-----  
大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月21日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第9号

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例(平成27年条例第80号)の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(割増賃金)」を付する。

第4条及び第5条を削る。

第 6 条第 1 項中「第 10 条」を「第 6 条第 1 項」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条の前の見出し並びに同条及び第 8 条を削る。

第 9 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

次のアからウまでのいずれかに該当する者

- ア 児童福祉施設等において保育業務に従事する者
- イ 児童福祉施設等又は市立学校に勤務する用務員
- ウ 児童クラブに勤務する指導員

第 9 条第 2 項中「100分の111」を「100分の114」に、「100分の121」を「100分の124」に改め、同条を第 5 条とする。

第 10 条第 1 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同条を第 6 条とする。

第 11 条第 1 項各号を次のように改める。

- 児童福祉施設等において保育業務に従事する者
- 児童福祉施設等又は市立学校に勤務する用務員
- 児童クラブに勤務する指導員
- 臨時講師

第 11 条を第 7 条とし、第 12 条から第 14 条までを 4 条ずつ繰り上げる。

別表第 1 を次のように改める。

**別表第 1 ( 第 2 条関係 )**

区分	賃金の上限額
事務補助員	日額 6,750 円又は 1 時間につき 880 円
警備員	1 時間につき 880 円
やまびこ総合支援センターに勤務する看護師	日額 9,080 円
自動車運転士	日額 6,950 円
保育士	日額 8,660 円
保育園保健担当職員	日額 9,310 円
用務員	日額 6,750 円又は 1 時間につき 880 円
調理員	日額 6,750 円
児童厚生員	日額 7,560 円
児童クラブ指導員	日額 8,080 円
介護福祉士	日額 8,370 円
食品衛生監視員	日額 8,880 円
獣医師	日額 9,530 円
保健師	日額 9,310 円
助産師	日額 9,310 円
看護師 ( やまびこ総合支援センターに勤務する者を除く。 )	日額 8,900 円
准看護師	日額 8,370 円
管理栄養士	日額 8,900 円
栄養士	日額 7,560 円
歯科衛生士	日額 7,460 円



はり師・きゅう師	日額 7,560円
発達相談員	日額 10,210円
施設管理技術員	日額 8,900円
環境整備員	日額 8,770円
建築技術補助員	日額 8,900円
会計事務補助員	日額 7,560円
小1すこやか支援員	1時間につき 1,030円
特別支援教育支援員(看護師資格を有する者を除く。)	1時間につき 1,030円
特別支援教育支援員(看護師資格を有する者に限る。)	1時間につき 1,150円
学校図書館司書	1時間につき 1,030円
臨時養護教諭	日額 8,900円
子育て支援指導員	日額7,940円又は1時間につき1,030円
森林環境学習指導員	日額 7,560円
指導主事	日額8,770円又は1時間につき1,140円
文化財発掘調査補助員	日額 7,050円
文化財発掘作業員	日額 6,740円
文化財整理補助員	日額 6,220円
臨時講師	月額238,700円又は1時間につき1,150円
幼稚園養護職員	1時間につき 1,180円

別表第2を削る。

別表第3中「(第10条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同表勤勉手当の項中「100分の80」を「100分の85」に改め、同表を別表第2とする。

**附 則**

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る賃金について適用し、同日前の勤務に係る賃金については、なお従前の例による。

-----

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第10号**

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「新たに議員」の次に「若しくは月額をもって定められている報酬(以下「月額報酬」という。)を受ける非常勤職員」を加え、「若しくは」を削り、「伴い議員報酬」の次に「若しくは月額報酬」を、「月の議員報酬」の次に「又は報酬」を加え、同条第3項中「議員報酬」の次に「及び月額報酬」を加え、同条第4項中「(以下「日額報酬」という。)」を削り、「翌月10日」を「翌月末日」に改める。

別表第1農業委員会会長の項中「日額 28,000円」を「月額 48,600円」に改め、同表農業委員会副会長の

項中「日額 25,800円」を「月額 44,600円」に改め、同表農業委員会部会長の項を削り、同表農業委員会委員の項中「日額 23,500円」を「月額 40,500円」に改め、同項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額 36,500円	同上
-------------	------------	----

### 附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 4 項の改正規定（「翌月 10 日」を「翌月末日」に改める部分に限る。次項において同じ。）及び附則第 3 項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例（第 2 条第 4 項の改正規定を除く。）による改正後の大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の規定にかかわらず、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 29 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任する大津市農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの間における大津市農業委員会の会長、副会長、部会長及び委員に対する報酬の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 2 条第 4 項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に従事した職務に係る報酬について適用し、同日前に従事した職務に係る報酬については、なお従前の例による。

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 29 年 3 月 21 日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第 11 号

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例（平成 27 年条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100分の 154」を「100分の 158」に、「100分の 164」を「100分の 168」に改める。

第 5 条を削り、第 4 条の 2 を第 5 条とし、第 6 条を削る。

第 7 条第 1 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同条を第 6 条とし、第 8 条から第 11 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表第 1 を次のように改める。

#### 別表第 1（第 2 条関係）

区分	報酬の上限額
技能・経験職の嘱託員	月額 172,600円
大津市退職職員の嘱託員	月額 234,900円
国際交流員	月額 330,000円
C I O 補佐官	月額 541,000円
警察機関連携嘱託員	月額 297,500円
専門的分野のアドバイザー（この表に別段の定めがある者を除く。）	日額 28,000円
車両総括管理者	月額 267,500円
弁護士	月額 540,000円
行政不服審査の審理員	審理 1 件につき 150,000円
いじめ対策相談調査専門員（弁護士である者を除く。）	月額 333,000円
消費生活相談員	月額 188,400円
障害認定審査会内容点検業務嘱託員	月額 172,900円

障害福祉窓口業務嘱託員	月額 172,900円
障害者虐待対応嘱託員	月額 196,200円
手話通訳者	月額 172,900円
障害児相談支援員	月額 188,400円
嘱託医	月額760,000円又は日額22,000円
発達相談員	月額 197,100円
地域型保育支援員	月額 197,100円
保育園保健担当嘱託員	月額188,400円又は 1 時間につき1,200円
幼児教育相談員	月額 185,700円
バス運転士	月額115,900円又は出勤 1 回につき9,170円
保育アドバイザー	月額 172,900円
家庭相談スーパーバイザー	月額 197,100円
家庭児童相談員（児童虐待対応の業務の嘱託を受けた者に限る。）	月額 196,200円
家庭児童相談員（児童虐待対応の業務の嘱託を受けた者を除く。）	月額 188,400円
母子自立支援員	月額 188,400円
女性相談員	月額 196,200円
児童厚生員	月額 172,900円
子育て支援員	月額 181,600円
児童クラブ指導員	月額 242,100円
介護支援専門員	月額 196,200円
介護認定調査員	月額 188,400円
介護認定審査会事務局嘱託員	月額 181,600円
介護認定審査会内容点検業務嘱託員	月額 172,900円
国民健康保険料徴収員	月額 86,000円
保健所に勤務する臨床心理士	出勤 1 回につき 13,200円
保健所に勤務する臨床検査技師	出勤 1 回につき 8,400円
保健所カウンセラー	出勤 1 回につき 8,800円
獣医師	月額 216,200円
保健師	月額 188,400円
助産師（感染症相談業務の嘱託を受けた者に限る。）	出勤 1 回につき 8,500円
助産師（感染症相談業務の嘱託を受けた者を除く。）	月額 188,400円
看護師（感染症検査業務の嘱託を受けた者に限る。）	出勤 1 回につき 5,436円

看護師 ( 感染症検査業務の嘱託を受けた者を除く。 )	月額 181,600円
管理栄養士	月額 187,600円
栄養士	月額 173,200円
歯科衛生士	月額 172,900円
診療放射線技師	月額 187,600円
言語相談員	月額 195,800円
産業化支援統括コーディネーター	月額 380,000円
有害鳥獣駆除作業員	月額 187,200円
鳥獣害対策実施隊員	出勤 1 回につき 3,000円
早朝せり監視員	月額 173,700円
不法投棄対策監	月額 198,000円
建築確認構造審査業務嘱託員	出勤 1 回につき 24,000円
市担講師	月額 276,952円
いじめ対策等業務嘱託員	月額 179,800円
市担派遣講師	1 時間につき 2,750円
ことばの教室指導員	月額 195,800円
教育相談センター教育相談員・指導員	月額 185,700円
教育相談センター特別支援教育指導員	月額 185,700円
特別心理相談員	日額 20,000円
教育相談センタースーパーバイザー	1 時間につき 5,500円
特別教育相談員	1 時間につき 5,500円
特別支援教育相談員	1 時間につき 5,500円
外国語教育政策アドバイザー	月額 484,000円
教育センターシステム管理員	月額 158,200円
I C T 活用指導員	月額 148,600円
若手教員育成指導員	月額 148,600円
葛川少年自然の家指定医	出勤 1 回につき 15,000円
生涯学習専門員	月額 172,600円
社会教育指導員	月額 148,600円
科学館運営業務嘱託員	月額 158,200円
図書館司書	月額 172,900円
文化財調査員・学芸員	月額 172,900円

青少年健全育成非行防止相談員	月額 158,200円
学校支援アドバイザー	月額 148,600円
小中学校養護教諭	月額 167,800円
幼稚園養護職員	月額 185,700円
その他職務上資格の必要な嘱託員	月額 172,900円

備考 国民健康保険料徴収員の報酬の上限額は、この表による報酬の上限額に市長が別に定める能率給を加算した額とする。

別表第 2 を削る。

別表第 3 中「(第 7 条関係)」を「(第 6 条関係)」に改め、同表地域手当相当分の項中「100分の6.65」を「100分の7.3」に改め、同表勤勉手当相当分の項中「100分の80」を「100分の85」に改め、同表を別表第 2 とする。

#### 附 則

- この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る報酬について適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。

-----

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年 3 月21日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第12号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号から第15号までを 2 号ずつ繰り上げ、第15号の 2 を削り、第16号を第14号とし、第17号から第22号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 5 条第 1 項中「、病院」を削る。

第 7 条及び第 8 条を削り、第 9 条を第 7 条とし、第10条から第14条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第15条第 2 項第 2 号中「深夜」の次に「(午後10時後翌日の午前 5 時前の間をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第13条とし、第16条を第14条とし、第17条を第15条とし、第17条の 2 を削り、第18条を第16条とし、第19条を第17条とする。

第20条第 1 項中「勤務時間」の次に「(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 6 号)第 2 条から第 5 条までの規定による勤務時間をいう。)」を加え、同条を第18条とし、第21条から第25条までを 2 条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

- この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の日前の勤務に対する手当については、なお従前の例による。

-----

大津市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成29年 3 月21日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第13号

大津市市税条例等の一部を改正する条例

(大津市市税条例の一部改正)

第 1 条 大津市市税条例(昭和34年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第22条の 2 中「または 2 輪」を「又は二輪」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第23条中「)、第56条の 7、第70条」の次に「、第86条の 7 第 1 項」を加え、同条第 2 号及び第 3 号中「第 108 条第 1 項」を「第86条の 7 第 1 項の申告書、第108条第 1 項」に改める。

第40条の3第1項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第62条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第86条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。

第86条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第86条の2を第86条の3とし、第86条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

**第86条の2** 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第86条の3の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

**第86条の4** 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

**第86条の5** 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

**第86条の6** 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

**第86条の7** 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

**第86条の8** 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

**第86条の9** 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第95条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第87条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第89条（見出しを含む。）及び第91条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第93条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「2輪」を「二輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「2輪」を「二輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第86条第2項」を「第86条の2第1項」に改める。

第94条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第86条第2項」を「第86条の2第1項」に改め、同条第2項中「市長」を「、市長」に改め、同条第3項中「これを発する」を「その発付の」に改める。

第94条の2（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第95条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第94条の2第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第96条第2項中「第443条第1項」を「第445条」に、「第86条の2」を「第86条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「第443条」を「第445条」に改める。

第101条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

**第15条の2** 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

**第15条の3** 市長は、当分の間、第86条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

**第15条の4** 第86条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

**第15条の5** 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

**第15条の6** 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第86条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100分の 1	100分の 0.5
第 2 号	100分の 2	100分の 1
第 3 号	100分の 3	100分の 2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第86条の 5 ( 第 3 号に係る部分に限る。 ) の規定の適用については、同号中「100分の 3」とあるのは、「100分の 2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 60条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第444条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「同条第 2 号ア中」を削り、「左欄」の次に「に掲げる同条の規定中同表の中欄」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア(イ)	3,900円	4,600円
第 2 号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第 2 号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第 2 項から第 4 項までを削る。

( 大津市市税条例等の一部を改正する条例等の一部改正 )

**第 2 条** 大津市市税条例等の一部を改正する条例 ( 平成26年条例第52号 ) の一部を次のように改正する。

附則第 5 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第88条及び新条例」を「大津市市税条例第88条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第88条第 2 号ア(イ)	3,900円	3,100円
第88条第 2 号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第88条第 2 号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第 1 項	第88条	大津市市税条例等の一部を改正する条例 ( 平成26年条例第52号。以下この条において「平成26年改正条例」という。 ) 附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第88条
	同条の規定	規定
附則第16条第 1 項の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成26年改正条例附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第88条第 2 号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第 1 項の表第 2 号ア(ウ) a の項	第 2 号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第88条第 2 号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円



附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

**第3条** 大津市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第62号）の一部を次のように改正する。  
 附則第5条第7項の表第23条第3号の項中「第108条第1項」を「第86条の7第1項の申告書、第108条第1項」に改める。

**第4条** 大津市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第58号）の一部を次のように改正する。  
 附則第1条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条に次の1号を加える。

第1条中大津市市税条例第39条の4及び第39条の5の改正規定並びに次条第3項の規定 平成31年10月1日

附則第2条第3項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

**第5条** 大津市市税条例の一部を改正する条例（平成28年条例第82号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成29年度以後の年度分」を「平成29年度分」に改める。

**附 則**

（施行期日）

**第1条** この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1条中大津市市税条例第62条及び附則第7条の3の2第1項の改正規定並びに第4条及び第5条の規定 公布の日

第1条中大津市市税条例第40条の3第1項ただし書の改正規定 平成29年4月1日

（経過措置）

**第2条** 第1条の規定による改正後の大津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第14号**

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「別表第19項第1号」を「別表第18項第1号」に改める。

第7条中「別表第28項第1号」を「別表第27項第1号」に改める。

別表中第16項を削り、第17項を第16項とし、第18項を第17項とし、同表第19項第4号の表を削り、同号に次のように加える。

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第8項（同法第25条第1項若しくは第30条第8項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適用される場合を含む。）の規定に基づく建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第9項の規定に基づく建築基準法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物（以下この項において「特定建築行為等に係る建築物」という。）以外の建築物である場合

床面積の合計	金額（1件につき）
30平方メートル以内のもの	18,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	27,000円

100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	34,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	46,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	67,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	86,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	150,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	190,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	300,000円
50,000平方メートルを超えるもの	570,000円

備考 床面積の合計は、建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

イ 特定建築行為等に係る建築物である場合 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の表の左欄に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める金額（建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この項及び第60項において同じ。）が必要な建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した額とする。）を合算した金額

床面積の合計	金額（1件につき）
300平方メートル未満のもの	9,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	77,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	123,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	155,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	194,000円
50,000平方メートル以上のもの	271,000円

備考 床面積の合計は、建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定し、建築物を増築又は改築する場合において当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分（建築物の増築又は改築をする部分以外の部分をいう。別表第60項第1号及び第7号において同じ。）があるときにあっては当該既存部分以外の部分の床面積について算定する。

別表第19項第7号の表を削り、同号に次のように加える。

ア 特定建築行為等に係る建築物以外の建築物である場合

床面積の合計	金額（1件につき）
30平方メートル以内のもの	17,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	25,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	31,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	43,000円

500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	64,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	82,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	140,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	180,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	290,000円
50,000平方メートルを超えるもの	560,000円

備考 床面積の合計は、建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

イ 特定建築行為等に係る建築物である場合 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、第4号イの規定により算定して得られる額を合算した金額

別表中第19項を第18項とし、第20項から第50項までを1項ずつ繰り上げ、同表第51項中「別表第19項第1号」を「第18項第1号」に改め、同項を同表第50項とし、同表第52項第1号ア(ア)中「登録住宅性能評価機関」の次に「（第59項及び第60項において「登録住宅性能評価機関」という。）」を加え、同号イ中「別表第19項第1号」を「第18項第1号」に改め、同項を同表第51項とし、同表中第53項から第59項までを1項ずつ繰り上げ、同表第60項中「（平成24年法律第84号）」を削り、同項第1号ア(ア)中「第8条第1号イ」を「第10条第1号イ」に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（次項において「登録建築物調査機関」という。）その他規則で定める者」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（次項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）」に、「（以下この項）」を「（以下この表及び(イ)の表）」に改め、同号ア(イ)中「第8条第1号イ」を「第10条第1号イ」に改め、同号イ(ア)の表中「45,000円（評価書面）」を「45,000円（登録住宅性能評価機関が、認定の申請に係る建築物について、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面（以下この号において「評価書面」という。））」に改め、同項第2号中「別表第19項第1号」を「第18項第1号」に改め、同項第3号中「2分の1」の次に「（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）」を加え、同項第4号中「別表第19項第1号」を「第18項第1号」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同表第59項とする。

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査 第1号の規定により算定して得られる金額。この場合において、床面積の合計は、当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）として算定するものとする。

別表第61項中「（平成27年法律第53号）」を削り、同項第5号ア中「登録建築物調査機関その他規則で定める者」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「以下この号」を「これに準ずるものとして規則で定める書面を含む。以下この表及び(イ)の表」に、「評価書面」を「評価書面等」に改め、同号イ中「43,000円（評価書面）」を「43,000円（登録住宅性能評価機関が、認定の申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると評価した書面（これに準ずるものとして規則で定める書面を含む。以下この号において「評価書面等」という。））」に、「評価書面」を「評価書面等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「別表第19項第1号」を「第18項第1号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第1号」を「第2号」に改め、「2分の1」の次に「（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号中「別表第19項第1号」を「第18項第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号ア(ア)の表中「登録建築物調査機関その他規則で定める者」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「この号」を「この表及び(イ)の表」に改め、同号イ(ア)の表中「43,000円（評価書面）」を「43,000円（登録住宅性能評価機関が、認定の申請に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面（以下この号において「評価書面」という。））」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査

ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が基準省令第10条第1号に規定

する工場等（以下この項において「工場等」という。）の用途以外の用途に供するものである場合

(7) 標準入力法・主要室入力法の評価によるもの

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	230,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	510,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	736,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	838,000円
50,000平方メートル以上のもの	1,041,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の非住宅部分の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

(1) モデル建物法の評価によるもの

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	89,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	357,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	417,000円
50,000平方メートル以上のもの	538,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の非住宅部分の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合

(7) 標準入力法・主要室入力法の評価によるもの

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	26,000円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	45,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	183,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,000円
50,000平方メートル以上のもの	311,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

(イ) (7)に掲げるもの以外のもの

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	21,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	40,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	142,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	175,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	216,000円
50,000平方メートル以上のもの	300,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

ウ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が工場等の用途に供するものである場合

(7) 工場等の用途に供する部分以外の部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計が、建築物の非住宅部分の床面積の合計の5分の1未満であり、かつ、300平方メートル未満である建築物であつて、その建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価がモデル建物法によるもの 当該建築物の全部が工場等の用途に供するものとみなしてイ(イ)の表を適用して算定した金額

(イ) (7)に掲げる建築物以外の建築物 当該建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものとみなしてアの規定を適用して算定した金額

別表第61項に次の2号を加え、同項を同表第60項とする。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査 第1号の規定により算定して得られる金額。この場合において、床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の

向上に関する法律第 2 条第 2 号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。)の合計の 2 分の 1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)として算定するものとする。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 29 条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査 第 2 号の規定により算定して得られる金額。この場合において、床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の 2 分の 1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)として算定するものとする。

#### 附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

-----

大津市特別会計条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 29 年 3 月 21 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第 15 号

大津市特別会計条例の一部を改正する条例

大津市特別会計条例 ( 昭和 39 年条例第 16 号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大津市特別会計条例の規定は、平成 29 年度以後の歳入及び歳出について適用し、平成 28 年度の歳入及び歳出については、なお従前の例による。

-----

大津市立老人憩の家条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 29 年 3 月 21 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第 16 号

大津市立老人憩の家条例の一部を改正する条例

大津市立老人憩の家条例 ( 昭和 57 年条例第 14 号 ) の一部を次のように改正する。

別表大津市立伊香立老人憩の家の項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

-----

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 29 年 3 月 21 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第 17 号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例 ( 昭和 63 年条例第 25 号 ) の一部を次のように改正する。

別表第 1 天神山団地の項中「42」を「40」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

-----

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 29 年 3 月 21 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第 18 号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例 ( 昭和 41 年条例第 38 号 ) の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 を第 4 条の 4 とし、第 4 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

**第 4 条の 3** 前 2 条に定めるもののほか、ガス事業の今後の在り方に関し必要な事項について調査審議させるため、大津市ガス事業の在り方検討委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者及び消費者団体から選出された者のうちから、公営企業管理者が委嘱する。
- 4 委員に対する報酬及び費用弁償については、前条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営その他必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

-----  
大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 29 年 3 月 21 日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第 19 号**

大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大津市立学校の設置に関する条例（昭和 39 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の部藤尾幼稚園の項を削る。

**附 則**

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。